

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年1月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 増田 真一

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 野間 麻未
同 乙黒 亮祐

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6888) 5882

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約8,567億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（約6,760億円）を上限としま
す。
Cクラス受益証券100億米ドル（約8,212億円）を上限とします。

(注) 豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、2012年11月30日現在の株式
会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝85.67円、1NZ
ドル＝67.60円および1米ドル＝82.12円）によります。以下、豪ドル、NZド
ルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成24年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
5 運用状況		
（1）投資状況	1 ファンドの運用状況 （1）投資状況	更新
（3）運用実績	（2）運用実績	追加
（4）販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況	3 ファンドの経理状況	追加
1 財務諸表		
第三部 特別情報		
第1 管理会社の概況	4 管理会社の概況	
1 管理会社の概況（1）資本金の額	（1）資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	（2）事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	追加
5 その他（4）訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 （3）その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド（Nomura Master Select - Global REIT Fund, a Series Trust of Nomura Master Select）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

（2012年11月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	米国	46,519,003.52	61.13
	オーストラリア	7,971,893.13	10.48
	英国	4,163,729.98	5.47
	フランス	3,591,139.68	4.72
	日本	3,297,764.58	4.33
	カナダ	3,071,437.62	4.04
	シンガポール	2,004,505.43	2.63
	香港	1,138,634.74	1.50
	オランダ	373,989.43	0.49
	ドイツ	321,109.99	0.42
	ノルウェー	207,582.12	0.27
	ジャージー（チャネル諸島）	179,636.72	0.24
	イタリア	129,475.97	0.17
	スウェーデン	90,615.62	0.12
	オーストリア	70,369.58	0.09
	フィンランド	43,845.14	0.06
	小計	73,174,733.25	96.15
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		2,927,915.04	3.85
純資産総額		76,102,648.29 (6,249,549,478円)	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同様です。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注３）米ドルの円貨換算は、2012年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝82.12円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（２）運用実績

①純資産の推移

2011年12月１日から2012年11月末日までの１年間における各月末の純資産総額および１口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2011年12月末日	22,107,052.94	1,815,431,187	10.62	872
2012年1月末日	22,224,393.51	1,825,067,195	11.04	907
2月末日	19,442,590.16	1,596,625,504	11.06	908
3月末日	20,627,904.91	1,693,963,551	11.39	935
4月末日	23,812,738.41	1,955,502,078	11.60	953
5月末日	20,792,574.92	1,707,486,252	11.15	916
6月末日	18,181,328.81	1,493,050,722	11.58	951
7月末日	18,685,417.30	1,534,446,469	11.88	976
8月末日	19,182,391.61	1,575,257,999	11.86	974
9月末日	20,525,714.75	1,685,571,695	11.74	964
10月末日	21,410,240.63	1,758,208,961	11.73	963
11月末日	24,528,592.03	2,014,287,978	11.73	963

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2011年12月末日	39,708,599.50	3,401,835,719	10.45	895
2012年1月末日	41,818,957.59	3,582,630,097	10.86	930
2月末日	39,909,064.07	3,419,009,519	10.87	931
3月末日	39,856,016.79	3,414,464,958	11.21	960
4月末日	39,429,632.27	3,377,936,597	11.47	983
5月末日	35,318,530.29	3,025,738,490	10.96	939
6月末日	37,636,104.36	3,224,285,061	11.38	975
7月末日	36,973,513.94	3,167,520,939	11.67	1,000
8月末日	35,969,008.53	3,081,464,961	11.65	998
9月末日	39,507,592.14	3,384,615,419	11.52	987
10月末日	41,457,233.65	3,551,641,207	11.50	985
11月末日	42,220,314.63	3,617,014,354	11.49	984

(注) 豪ドルの円貨換算は、2012年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝85.67円）によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2011年12月末日	8,817,730.13	596,078,557	10.44	706
2012年1月末日	9,275,966.94	627,055,365	10.83	732

2月末日	8,420,117.09	569,199,915	10.84	733
3月末日	7,875,653.04	532,394,146	11.16	754
4月末日	7,755,411.98	524,265,850	11.41	771
5月末日	7,311,802.85	494,277,873	10.94	740
6月末日	8,116,890.30	548,701,784	11.33	766
7月末日	8,512,219.80	575,426,058	11.61	785
8月末日	8,394,713.17	567,482,610	11.60	784
9月末日	8,410,687.92	568,562,503	11.48	776
10月末日	8,865,195.56	599,287,220	11.48	776
11月末日	9,200,176.06	621,931,902	11.48	776

(注) ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）の円貨換算は、2012年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1NZドル＝67.60円）によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

②分配の推移

	米ドル受益証券		豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	(米ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2011年12月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
2012年1月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
2月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
3月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
4月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
5月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
6月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
7月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
8月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
9月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
10月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
11月	0.04	3.28	0.07	6.00	0.06	4.06
設定来累計	1.16	95.26	2.03	173.91	1.74	117.62

③収益率の推移

期間	収益率（%）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
2011年12月1日から2012年11月末日	18.20	21.36	20.08

(注) 収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2012年11月末日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝2011年11月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	NZドル受益証券
2010年（2010年5月28日から2010年12月末日）	13.30	15.20	14.40
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	0.09	1.71	0.72
2012年（2012年1月1日から2012年11月末日）	14.60	17.32	16.28

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2012年については11月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

2010年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券 10米ドル

豪ドル受益証券 10豪ドル

NZドル受益証券 10NZドル

※ ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2011年12月1日から2012年11月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2012年11月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
米ドル受益証券	2,002,580 (2,002,580)	1,985,979 (1,985,979)	2,093,783 (2,093,783)
豪ドル受益証券	3,368,451 (3,368,451)	3,327,368 (3,327,368)	3,673,112 (3,673,112)
NZドル受益証券	520,720 (520,720)	533,886 (533,886)	801,720 (801,720)

（注）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2012年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝82.12円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）資産及び負債の状況

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド
（ケイマン籍の投資信託）
貸借対照表
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

	2012年10月31日		2012年４月30日	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
資産				
流動資産				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産（注２、３）	69,591,202	5,714,830	70,435,883	5,784,195
未収金：				
売却された有価証券	464,356	38,133	986,161	80,984
配当金	73,151	6,007	145,345	11,936
発行受益証券	3,716,171	305,172	1,411,568	115,918
保管会社報酬放棄による未収金	17,649	1,449	-	-
その他の資産	983	81	1,709	140
現金および現金同等物（注２、３）	1,196,665	98,270	1,164,305	95,613
資産合計	75,060,177	6,163,942	74,144,971	6,088,785
負債				
流動負債				
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融負債（注２、３）	60,346	4,956	350,400	28,775
未払金：				
買戻受益証券	1,516,721	124,553	1,686,938	138,531
取得された有価証券	1,146,242	94,129	715,781	58,780
終了した為替先渡取引	448,230	36,809	-	-
投資顧問会社報酬（注６）	58,994	4,845	54,950	4,512
保管会社報酬（注５）	41,229	3,386	37,854	3,109
代行協会員報酬（注７）	29,497	2,422	27,475	2,256
印刷費用	15,780	1,296	-	-
事務代行会社報酬（注５）	26,194	2,151	41,805	3,433
専門家報酬	13,283	1,091	26,000	2,135
受託会社報酬（注５）	2,494	205	2,452	201
管理会社報酬（注６）	1,180	97	1,099	90

負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する
純資産を除く。）

3,360,190

275,939

2,944,754

241,823

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産

71,699,987

5,888,003

71,200,217

5,846,962

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

包括利益計算書

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

	2012年10月31日に 終了した6ヶ月間		2012年4月30日に 終了した年度	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益				
受取配当金	1,522,776	125,050	2,637,221	216,569
その他の収益	1,502	123	4,780	393
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る実現純利益	3,262,322	267,902	5,300,188	435,251
損益計算書を通じて公正価額で測定する 金融資産および金融負債ならびに為替取引に 係る未実現評価損の純変動額	(1,605,291)	(131,826)	(3,871,927)	(317,963)
収益合計	3,181,309	261,249	4,070,262	334,250
費用				
投資顧問会社報酬（注6）	323,719	26,584	670,142	55,032
代行協会員報酬（注7）	161,859	13,292	335,071	27,516
保管会社報酬（注5）	106,821	8,772	200,028	16,426
専門家報酬	42,460	3,487	36,194	2,972
印刷費用	19,670	1,615	39,018	3,204
事務代行会社報酬（注5）	34,653	2,846	185,225	15,211
管理会社報酬（注6）	6,474	532	13,403	1,101
受託会社報酬（注5）	5,042	414	10,265	843
前払登録費用	2,143	176	2,138	176
費用合計	702,841	57,717	1,491,484	122,481
保管会社報酬放棄額	(17,649)	(1,449)	-	-
費用（純額）	685,192	56,268	1,491,484	122,481
営業利益	2,496,117	204,981	2,578,778	211,769
金融費用				
買戻可能受益証券保有者に対する分配 （注4）	(2,015,839)	(165,541)	(4,398,456)	(361,201)
分配後税引前利益／（損失）	480,278	39,440	(1,819,678)	(149,432)
税金	(352,560)	(28,952)	(575,166)	(47,233)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産の増加／（減少）	127,718	10,488	(2,394,844)	(196,665)

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド

（ケイマン籍の投資信託）

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

（米ドル）

（千円）

2011年4月30日現在	80,184,292	6,584,734
買戻可能受益証券の発行手取金	58,512,551	4,805,051
買戻可能受益証券の買戻支払金	(65,101,782)	(5,346,158)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(2,394,844)	(196,665)
2012年4月30日現在	71,200,217	5,846,962
買戻可能受益証券の発行手取金	32,490,348	2,668,107
買戻可能受益証券の買戻支払金	(32,118,296)	(2,637,554)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加	127,718	10,488
2012年10月31日現在	71,699,987	5,888,003

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・マスター・セレクト－グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

キャッシュ・フロー計算書

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

	2012年10月31日に 終了した6ヶ月間		2012年4月30日に終了した年度	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加／（減少）	127,718	10,488	(2,394,844)	(196,665)
営業による買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増加／（減少）の営業活動における現金収入への調整：				
金融資産の購入	(41,390,990)	(3,399,028)	(101,337,110)	(8,321,803)
金融資産の売却手取金	44,997,670	3,695,209	110,778,463	9,097,127
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る実現純利益	(3,262,322)	(267,902)	(5,300,188)	(435,251)
損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債ならびに為替取引に係る未実現評価損の純変動額	1,610,765	132,276	4,021,543	330,249
配当金に係る未収金の減少	72,194	5,929	8,581	705
その他の未収金の（増加）／減少	(16,923)	(1,390)	279	23
その他の未払金の減少	(2,984)	(245)	(44,414)	(3,647)
営業活動による現金収入（純額）	2,135,128	175,337	5,732,310	470,737
財務活動によるキャッシュ・フロー				
買戻可能受益証券の発行手取金	30,185,745	2,478,853	58,451,423	4,800,031
買戻可能受益証券の買戻支払金	(32,288,513)	(2,651,533)	(64,878,888)	(5,327,854)
財務活動による現金支出（純額）	(2,102,768)	(172,679)	(6,427,465)	(527,823)
現金および現金同等物の純増加／（減少）	32,360	2,657	(695,155)	(57,086)
現金および現金同等物の期首残高	1,164,305	95,613	1,859,460	152,699
現金および現金同等物の期末残高	1,196,665	98,270	1,164,305	95,613

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

財務書類に対する注記

2012年10月31日に終了した6ヶ月間（未監査）および2012年4月30日に終了した年度

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

注1－組織

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド（「ファンド」）は、ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）のシリーズ・トラストであり、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）とノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの子会社であるグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書および2010年3月19日付追補証書に基づき、ケイマン法の下に設立された。管理会社は、野村アセットマネジメント株式会社（「投資顧問会社」）をファンドの投資顧問会社として任命している。ファンドは、2010年5月28日にその運用を開始した。

トラストの主たる事務所は、ケイマン諸島 KY1-1106、グランド・ケイマン、フォート・ストリート、バターフィールド・ハウス、私書箱2330である。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として認可されており、したがって、ケイマン諸島金融庁の規制下にある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券（REIT等）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することである。REIT等は、(a)すべての法的形態による不動産投資信託証券、(b)すべての法的形態による不動産運用会社、ならびに(c)上記(a)および(b)に準じる会社の優先証券、参加証書および配当権証書等の株式に類似の証券等を含むがこれらに限られない。投資顧問会社（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引（注記2.7を参照のこと。）を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

ファンドは、米ドル建てである。ファンドは、現在、豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドは、2015年4月30日（「強制買戻日」）に償還する予定である。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ（またはこれに相当する米ドルの金額）を下回った場合、早期に償還することができる。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還（または延期される）場合がある。

注2－重要な会計方針

これらの財務書類の作成にあたって適用された重要な会計方針は、以下のとおりである。

表示の基準－財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）および取得原価主義に基づいて作成されているが、損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債の再評価により修正されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、重要な会計上の見積りを行う必要があり、また、経営陣の判断を要する。財務書類に関して仮定および見積りが重要な点については、注記2.1に記載されている。

新基準および新解釈のうち、ファンドの財務書類に関係あるが、未施行のもの

IFRS第9号－「金融商品：分類及び測定」。2009年11月、金融資産の分類および測定に関するIFRS第9号の第1部が公表された。IFRS第9号は、最終的にはIAS第39号に代替するものである。かかる基準は、事業体に対し、金融資産の管理に関する当該事業体のビジネスモデルおよび金融資産に関する契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいてその金融資産を分類し、その後金融資産を償却原価または公正価額のいずれかで測定することを求めている。新基準は、2015年1月1日以降に開始する年度に強制適用されるが、適用に際してファンドに重大な影響を及ぼさないと予測されている。ファンドは関連する金融資産の公正価額を維持できると予測している。

IFRS第10号－「連結財務諸表」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行し、親会社の連結財務諸表に事業体が含まれるべきかの決定要因として支配の概念を認識することを、現行の基準に組込むものである。かかる基準は、評価の難しい支配を特定するための追加的ガイダンスを提供する。新基準は、ファンドの財務状況または実績に影響を及ぼさないと予測されている。

IFRS第12号－「他の事業体に対する持分の開示」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行し、他の事業体におけるあらゆる種類の持分の開示要件が含まれている。かかる開示要件には、ジョイント・アレンジメント、組合、特別目的ビークルおよびその他の簿外ビークルが含まれる。新基準は、ファンドの財務状況または実績に影響を及ぼさないと予測されてい

る。

IFRS第13号「公正価額測定」は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行される。かかる基準は、公正価額の明確な定義、ならびにIFRS内で使用する単一の公正価額の測定源および開示要件を提供することによって、一貫性の向上と複雑性を低減している。かかる開示要件は、公正価額会計の使用を拡大するものではなく、IFRS内のその他の基準において公正価額会計の利用が既に義務付けられているか、または許可されている場合の適用方法についてガイダンスを提供するものである。公正価額で測定される資産または負債に、買呼値および売呼値がある場合、基準は公正価額を最も代表する価格である呼値スプレッドの範囲内の価格に基づき評価をすることを義務付けている。また、かかる基準は、市場参加者が呼値スプレッドの範囲内での公正価額測定に実際に用いる手法である、中間市場価格またはその他の計算手法を利用することができる。新基準は、ファンドの財務状況または実績に重大な影響を及ぼさないと予測されている。

2011年12月、IASBは、IAS第32号の修正基準「金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準により「現時点において法的拘束力のある相殺権」の意味が明確化され、また純額決済と同等とみなされる一部の総額決済システムが明確化された。当該修正基準は、2014年1月1日以降に開始する事業年度より施行される。また、2011年12月、IASBは、IFRS第7号の修正基準「開示—金融資産および金融負債の相殺」を公表した。当該修正基準は、事業体の財務書類の利用者が、純額決済取引（当該事業体の認識されている金融資産および金融負債に関連する相殺権を含む。）が当該事業体の財務状況に与える影響または潜在的な影響を評価することを可能にする情報を提供するため、開示要件を修正したものである。当該修正基準は、2013年1月1日以降に開始する年度より施行される。ファンドは、当該指針がファンドの財務書類に与え得る影響について、現在評価を行っている。

ファンドに重大な影響を与えると考えられる、その他の未施行の基準、解釈または既存の基準に対する修正基準は存在しない。

2.1 見積りの使用—IFRSに準拠した財務書類の作成のためには、経営陣による見積りおよび仮定が必要となるが、これは、財務書類の日付現在の資産および負債の計上額ならびに偶発債務の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の計上額に影響を及ぼすものである。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があり、かかる相違は重大なものとなる可能性がある。見積りは、過去の経験および現状において妥当と判断される将来事象の予測を含むその他の要因に基づいて継続的に評価される。

2.2 現金および現金同等物—ファンドは、すべての現金および満期日まで3ヶ月以内の短期投資対象を、現金および現金同等物とみなしている。2012年10月31日および2012年4月30日現在、ファンドは、以下の現金および現金同等物の残高を保有していた。

	(単位：米ドル)	
	2012年10月31日	2012年4月30日
定期預金	1,196,171	1,163,986
現金	494	319
	1,196,665	1,164,305

2.3 設立費用—受託会社は、設立費用をファンドの資産から支出し（および該当する当事者によりまたは該当する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば）を払い戻し）、この費用は、1年を超えない期間で償却される。

2.4 売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金—売却された有価証券に係る未収金および取得された有価証券に係る未払金は、貸借対照表の日付現在においてそれぞれ契約締結済であるが決済または受渡しが未了の取引を表している。これらの金額は、当初公正価額で認識され、その後公正価額で測定される。

2.5 損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債

a) 分類

ファンドは、損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産または金融負債としての投資を、投資開始時に分類する。

b) 認識／認識の中止

投資対象の通常の売買は、取引日、すなわちファンドが投資対象の売買を執行した日に認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が失効した場合またはファンドが所有に関する実質的にすべてのリス

クおよび利益を移転した場合は、認識されない。収益は、ファンドに経済的利益が発生する可能性が高く、かつ収益が確実に測定される場合に、発生主義により認識される。すべての費用は、発生主義により包括利益計算書において認識される。

ファンドは、売買を執行した日を基準に証券取引を記録し、取得された有価証券価額は取得額を基準に認識される。実現および未実現（損）益は包括利益計算書の収益の部に計上される。

c) 測定

損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債は、当初公正価額で認識され、その後公正価額で測定される。かかる測定は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、現在の金融資産に対する買呼値および現在の金融負債の売呼値（入手可能であれば）を表す。

証券取引所で取引される証券は、測定日において入手可能な直近の価格で評価される。価格が公正価額を反映していない場合、かかる証券は管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により公正価額を反映していると判断する価格で測定される。北米地域の市場で取引されるすべての証券は、14時現在（ニューヨーク時間）の価格で評価される。

証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記段落に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられる。

規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価額で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。（i）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ii）比較可能な証券の市場性の程度、（iii）予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、（iv）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（もしあれば）。

主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点の直近で入手可能な価格を参照して評価される。

その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価される。

- 2.6 受取配当金**—受取配当金は、配当金を受領する権利が確定した時に認識される。これは通常、株式の配当落ち日である。損益計算書を通じて公正価額で測定する証券からの受取配当金は、包括利益計算書において「受取配当金」の項目に計上される。

2.7 為替取引

機能通貨および表示通貨—ファンドの財務書類中の項目は、機能通貨および表示通貨である米ドルで測定される。

為替先渡取引—投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルに対し下記通貨を先渡取引で購入する為替ヘッジ取引を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の状態において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の状態において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

投資顧問会社は、通常、純資産総額の米ドルのエクスポージャーの90%から110%をヘッジする意向である。米ドル受益証券は米ドル建てであるため、為替ヘッジを目的とした為替先渡取引は行われない。

ファンドはまた、投資戦略の一環として為替先渡取引を行う。当該為替先渡取引は、投資有価証券明細表の未決済為替先渡取引（ファンド合計）に含まれている。ファンド合計が為替先渡取引の実現および未実現損益は、ファンド内のすべての受益者に案分して割り当てられる。これらの取引は、主に米ドル建て以外の投資をヘッジする。

為替先渡取引に係る未実現損益は、評価日に公表された情報に基づいた、契約レートと適用される先渡レートとの差額を契約の名目元本に適用することで計算される。

取引および残高—米ドル以外の通貨で保有される資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は、収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算される。為替取引から生じる利益およ

び損失は、それらが発生した期間の包括利益計算書において計上され、証券価格の変動から生じる利益および損失と分離して計上しない。

2.8 金融商品の相殺—損益計算書を通じて公正価額で測定する金融資産および金融負債は相殺され、認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利があり、かつ、純額ベースで決済する意図または資産を認識すると同時に負債を決済する意図がある場合、その純総額は貸借対照表にて報告される。

2.9 受益者への分配—管理会社は、受益者に対する、ファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインもしくは未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を宣言することができる。受益者に対する分配は、分配基準日（注記4で定義する。）に計上される。ただし、当該分配基準日がファンド営業日（注記4で定義する。）でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

2.10 クラスの評価—純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の間で、各受益証券に帰属する資産および負債（豪ドル受益証券およびNZドル受益証券双方に個別に割り当てられる為替取引の損益を含むが、これらに限られない。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなく各受益証券のそれぞれの保有者のみによって実際に負担されることを確実にするために、管理会社（またはその受任者）によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられる。ファンド営業日の正午現在（ニューヨーク時間）の適用ある為替レートで、豪ドル受益証券に帰属する純資産価格は豪ドルに、そしてNZドル受益証券に帰属する純資産価格はNZドルに換算される。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券の1口当り純資産価格は、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に帰属する純資産価格の総額を豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の発行済受益証券口数で除して計算される。

2.11 買戻可能受益証券—ファンドは、保有者の選択により買戻可能な3つのクラスの受益証券を発行する。かかる受益証券は、すべてが同一ではないために金融負債に分類される。買戻可能受益証券はいつでもファンドの受益証券のクラスに起因するファンドの純資産価格で現金による買戻しを行うことができる。

買戻可能受益証券は、保有者がファンドに受益証券を買戻す権利を行使した場合、貸借対照表日において支払われるべき買戻金額にて計上される。

買戻可能受益証券は、その発行時または買戻時におけるファンドの受益証券1口当り純資産価格に基づき、保有者の請求により発行または買戻される。ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、買戻可能な各クラスの受益証券保有者に帰属する純資産を各クラスの発行済買戻可能受益証券の総数で除して計算される。

2.12 補償—受託会社、管理会社および投資顧問会社は、ファンドを代理して、様々な補償を含む特定の契約を締結する。これらの取決めに基づくファンドの最大エクスポージャーは計り知れない。しかしながら、ファンドは以前にこれらの契約に基づく損害賠償を求められたことはなく、損失のリスクはほとんどないものと予測している。

2.13 所得税（ケイマン諸島）—ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他のケイマン諸島の税金は適用されないため、財務書類中に所得税の項目は設けられていない。ファンドによって得られた受取配当金は一般的に外国の源泉徴収税を課せられる。

2.14 公正価額の見積り—ファンドは、IFRS第7号の基準を遵守している。かかる基準は、ファンドが、測定に用いる入力値の重要性を反映した公正価額ヒエラルキーを用いて公正価額測定を分類することを義務付けている。公正価額ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・レベル1の公正価額測定は、同一の資産または負債の活発な市場における（調整なしの）市場相場価格から算出される。
- ・レベル2の公正価額測定は、資産または負債に関して、直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から算出される金額）に観測可能な、レベル1における市場相場価格以外の重要な入力値から算出される。
- ・レベル3の公正価額測定は、重要でありかつ観測可能な市場データに基づかない、資産または負債の入力値（観測不能な入力値）を用いた評価方法により算出される。

公正価額測定全体が分類される公正価額ヒエラルキーのレベルは、公正価額測定に対して全体的に重要な影響を与える最も低いレベルの入力値を基準として決定される。このため、公正価額測定に対して全体的に入力値の公正価額に対する重要性が評価される。観測不能な入力値に基づく重要な調整を必要とする場合には、観測可能な入力値（すなわち、レベル3の測定）が使用される。特定の入力値の公正価額測定全体に対する重要性の評価には、資産または負債に特有の要因を考慮して判断することが必要となる。

「観測可能」なデータの判定には、ファンドの重要な判断が必要となる。ファンドは、直ちに入手可能であり、定期的に公表およびアップデートされ、信頼性があり、検証可能であり、かつ公である市場データで、当該市場に活発に参加している独立した情報源が提供したデータを観測可能データとして認識する。

以下の表は、2012年10月31日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価額の要約である。

(単位：米ドル)				
	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2012年 10月31日現在の 公正価額
金融資産				
普通株式等				
宿泊業	93,413	-	-	93,413
不動産業	925,783	-	-	925,783
REIT等	67,796,160	-	-	67,796,160
保管／倉庫業	124,011	-	-	124,011
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	651,835	-	651,835
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融資産	68,939,367	651,835	-	69,591,202
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	(60,346)	-	(60,346)
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融負債	-	(60,346)	-	(60,346)

以下の表は、2012年4月30日現在においてファンドの金融資産および金融負債の評価に使用された入力値に基づく公正価額の要約である。

(単位：米ドル)				
	(調整なしの) 同一の投資対象 の活発な市場に おける市場相場 価格 (レベル1)	重要な影響を与 えるその他観測 可能な入力値 (レベル2)	重要な影響を与 える観測不能な 入力値 (レベル3)	2012年 4月30日現在の 公正価額
金融資産				
普通株式等				
宿泊業	183,128	-	-	183,128
不動産業	910,030	-	-	910,030
REIT等	68,944,072	-	-	68,944,072
保管／倉庫業	80,598	-	-	80,598
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	318,055	-	318,055
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融資産	70,117,828	318,055	-	70,435,883
金融負債				
金融デリバティブ商品				
為替先渡取引	-	(350,400)	-	(350,400)
損益計算書を通じて公正価額 で測定する金融負債	-	(350,400)	-	(350,400)

2012年10月31日に終了した6ヶ月間および2012年4月30日に終了した年度中、レベル間の移動はなかった。

注3ー金融リスク管理

リスク管理全般ーファンドは、その業務上、市場リスク（価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク等、さまざまな金融リスクにさらされている。ファンドのリスク管理全般に係るプログラムは、金融市場の予測不可能性に着目し、ファンドの財務実績に及ぶ可能性のある悪影響の最小化を目指す。投資顧問会社は、すべてのリスク種別および業務におけるリスク・エクスポージャーに関して、リスク耐力全体の監視および測定を行う。

価格リスクー価格リスクとは、個別の金融商品に固有の要因に起因するものであるか、市場で取引される類似の金融商品に影響を及ぼす要因に起因するものであるかにかかわらず、市場価格の変動（金利リスクまたは通貨リスクから生じるものを除く。）により金融商品の公正価額または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、有価証券およびデリバティブへの投資から生じる市場価格リスクにさらされている。

以下は、（経営陣が合理的に起こり得ると判断する変動を表す感応度を5%として）金融資産価値が5%変動した場合におけるファンドの感応度に関する記述である。したがって、将来の価格変動は感応度分析の結果を上回ることも下回ることもあり、また、かかる変動は必ずしもファンドの純資産に対する実際の影響を示すものではない。

2012年10月31日時点において、その他すべての変数を一定として、金融資産の公正価額（為替先渡取引に係る未実現評価益を除く。）が5%上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、3,446,968米ドルの増加または減少となったと考えられる。

2012年4月30日時点において、その他すべての変数を一定として、金融資産の公正価額（為替先渡取引に係る未実現評価益を除く。）が5%上昇または下落したと仮定した場合、ファンドの営業利益は、3,505,891米ドルの増加または減少となったと考えられる。

通貨リスクーファンドの主な投資は米ドル建てではあるが、ファンドは、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建て以外の通貨建てで、一定の資産を保有し負債を負っている。また、ファンドは、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関連し為替先渡取引を行う。為替先渡取引は、それらの受益証券の米ドルのエクスポージャーを大幅にヘッジすることを目的に行われる。かかる為替先渡取引により生じる利益および損失は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々に割り当てられる。

以下の表は、2012年10月31日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。

（単位：米ドル）					
2012年10月31日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	68,179	7,769,478	(11,880)	1,522,735	9,348,512
カナダドル	173,545	3,057,337	(5,236)	23,241	3,248,887
ユーロ	99,830	4,131,709	(31,360)	30,122	4,230,301
英ポンド	6,272	4,071,919	(1,518)	49,019	4,125,692
香港ドル	783	1,075,315	-	-	1,076,098
日本円	11	3,193,948	(562)	65,897	3,259,294
ノルウェー・クローネ	11	148,025	(439)	-	147,597
NZドル	80	25	(95)	(15,932)	(15,922)
スウェーデン・クローナ	4	106,140	(6)	-	106,138
シンガポールドル	10,574	1,946,756	(9,250)	(24,333)	1,923,747
米ドル	837,255	44,090,550	-	(678,283)	44,249,522
南アフリカ・ランド	121	-	-	-	121
	1,196,665	69,591,202	(60,346)	972,466	71,699,987

以下の表は、2012年4月30日現在のファンドの様々な為替先渡契約の通貨エクスポージャーの要約である。

（単位：米ドル）

2012年4月30日現在	現金および 現金同等物	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融資産	損益計算書を 通じて 公正価額で 測定する 金融負債	その他の 資産および その他の負債	純額
豪ドル	27,286	7,100,867	(80,763)	(622,849)	6,424,541
カナダドル	47,120	4,182,819	(48,631)	21,068	4,202,376
ユーロ	82,404	3,913,582	(56,594)	45,420	3,984,812
英ポンド	58,797	3,901,074	(82,209)	11,915	3,889,577
香港ドル	22,504	1,160,521	-	6,146	1,189,171
日本円	9	2,744,685	(48,717)	20,676	2,716,653
ノルウェー・クローネ	11	120,942	(1,776)	2,225	121,402
NZドル	79	974	(189)	(138,392)	(137,528)
シンガポールドル	44,215	1,418,485	(31,521)	10,354	1,441,533
米ドル	881,748	45,891,934	-	593,866	47,367,548
南アフリカ・ランド	132	-	-	-	132
	1,164,305	70,435,883	(350,400)	(49,571)	71,200,217

以下の表は、2012年10月31日および2012年4月30日における外国為替の変動に対するファンドの資産および負債の感応度の要約である。この分析は、その他すべての変数を一定として、関連ある外国為替レートが米ドルに対して以下の表に記載された割合で上昇／（低下）したという仮定に基づいている。これは、経営陣が、過去の当該外国為替レートの変動を考慮して算出した、合理的に起こり得る当該レートの変動の最も正確な推定値である。買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産のかかる増減は、主に、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券特有の為替先渡取引における公正価額の変動によるものである。

(単位：米ドル)

通貨	合理的に 起こり得る 変動	2012年 10月31日	通貨	合理的に 起こり得る 変動	2012年 4月30日
豪ドル	+/-1%	+/- 409,739	豪ドル	+/-5%	+/- 2,105,380
カナダドル	+/-2%	+/- 488	カナダドル	+/-4%	+/- 1,198
ユーロ	+/-2%	+/- 2,958	ユーロ	+/-12%	+/- 3,783
英ポンド	+/-1%	+/- 297	英ポンド	+/-3%	+/- 816
香港ドル	+/-0%	+/- 1,184	香港ドル	+/-0%	+/- 1,070
日本円	+/-1%	+/- 504	日本円	+/-1%	+/- 680
ノルウェー・クローネ	+/-0%	+/- 2	ノルウェー・クローネ	+/-9%	+/- 157
NZドル	+/-0%	+/- 4,428	NZドル	+/-2%	+/- 122,799
スウェーデン・クローナ	+/-1%	+/- 3	シンガポールドル	+/-1%	+/- 697
シンガポールドル	+/-1%	+/- 446	南アフリカ・ランド	+/-18%	+/- 24
南アフリカ・ランド	+/-12%	+/- 14			

金利リスク—金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の公正価額または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクをいう。ファンドは、貸借対照表において現金および現金同等物に分類される、定期預金中の短期投資対象を除いて、金利の付された証券を保有していないため、直接的には金利リスクにさらされていない。金利が上昇し、配当利回りが相対的に低下した場合には、REIT等の価格は、通常下落傾向となる。また、借入れを行うREIT等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性がある。このような場合には、ファンドのポートフォリオを構成するREIT等の価格が影響を受け、ファンドの純資産価格が下落することがある。

2012年10月31日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価額は68,721,943米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の95.8%を占めた。

2012年4月30日時点において、ファンドのREIT等のポートフォリオの公正価額は69,854,102米ドルであり、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の98.1%を占めた。

信用リスク—ファンドは、信用リスクにさらされている。これは、取引相手方または金融機関がファンドに対する支払債務を履行することができないリスクである。

2012年10月31日および2012年4月30日現在のすべての金融資産に係る信用リスクの最大エクスポージャーは、貸借対照表上の現金および現金同等物ならびに為替先渡取引に係る未実現利益の帳簿価額である。ファンドは、担保その他の信用補完を受けていない。ファンドは、保有する現金資源を信用度の高い金融機関に預け入れることによって信用リスクを管理している。

さらに、ファンドは、その投資対象について、保管会社を利用することで信用リスクにさらされている。2012年10月31日および2012年4月30日現在、実質的にすべての現金および現金同等物ならびに投資対象は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「保管会社」）によって保管されている。保管会社が破綻または支払不能に陥った場合、保管会社において保管されている投資対象に関するファンドの権利が遅延または制限されることがある。

流動性リスク—流動性リスクとは、ファンドが金融負債に関連する債務を履行するにあたり困難に直面するリスクをいう。

ファンドは、買戻可能受益証券の買戻しを日々行うため、著しい流動性リスクにさらされている。ファンドは、その資産の大部分を、活発な市場で取引されている容易に売却することが可能な証券に投資することにより、このリスクを管理している。ただし、将来においてもかかる流動性の条件が継続するという保証はない。

また、ファンドは、為替先渡取引に伴う契約上の現金流出に関連する流動性リスクにもさらされている。しかしながら、投資有価証券明細表に記載のとおり、かかる流出は対応する為替先渡取引によって純額ベースで管理されている。

注4—買戻可能受益証券

受益証券の概要—発行される受益証券口数は、制限が無く、無額面である。各受益証券はファンドに対する一定の受益権を表章するため、ファンドの償還時に受益者へ支払われる金額は、該当するクラスの受益証券に帰属する純資産総額を、かかる時点における当該クラスの発行済受益証券口数の合計で除した額に対する、当該受益者の保有持分額と等しくなる。受益証券は記名式で発行され、申込者が別途要求しない限り、券面は発行されない。ファンドの受益者名簿が受益証券の所有権の最終的な証拠となり、（要求のあった場合に）発行された券面は、かかる券面の発行日において当該受益者名簿に記載されたポジションの証拠となる。

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがある。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決される。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産総額の過半数の賛成票または書面での同意による決議により、別個に、議決権を行使する必要がある。

受益証券の当初募集—ファンドは、現在3つのクラスの受益証券を募集している。豪ドル受益証券は豪ドル建て、NZドル受益証券はNZドル建て、米ドル受益証券は米ドル建てである。受益証券は、豪ドル受益証券1口当り10.00豪ドル、NZドル受益証券1口当り10.00NZドルおよび米ドル受益証券1口当り10.00米ドルの当初募集価格に販売会社に支払われた申込手数料を加算して、2010年5月17日から2010年5月27日（当日を含む。）までの期間に当初募集が行われた。投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上、NZドル受益証券は100口以上、米ドル受益証券は100口以上であった。

受益証券の継続募集—ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（「ファンド営業日」）に、当該ファンド営業日時点における、当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対する追加の豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券を募集することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の買戻し—受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消することができないものとする。

分配—管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインから随時分配を行うことができる。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合に

は、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月10日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2012年10月31日に終了した6ヶ月間において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当たり合計0.4301米ドルで総額1,395,880米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当たり合計0.2881米ドルで総額203,595米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当たり合計0.2400米ドルで総額416,364米ドルの分配を宣言し、支払った。

2012年10月31日に終了した6ヶ月間における受益証券の取引および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	NZドル受益証券 (NZドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	3,437,540	679,962	2,052,257
受益証券の発行口数	1,762,860	284,620	771,750
受益証券の買戻口数	(1,596,878)	(192,242)	(998,418)
2012年10月31日現在の受益証券口数	3,603,522	772,340	1,825,589
2012年10月31日現在の純資産総額	41,457,234	8,865,196	21,410,240
2012年10月31日現在の受益証券 1口当たり純資産価格	11.50	11.48	11.73
2012年10月31日現在の純資産総額 (米ドルで表示)	42,999,452米ドル	7,290,295米ドル	21,410,240米ドル
2012年10月31日現在の受益証券 1口当たり純資産価格（米ドルで表示）	11.93米ドル	9.44米ドル	11.73米ドル

2012年4月30日に終了した年度において、管理会社は、豪ドル受益証券に対して、1口当たり合計0.8732米ドルで総額3,040,851米ドル、NZドル受益証券に対して、1口当たり合計0.5802米ドルで総額463,589米ドル、米ドル受益証券に対して、1口当たり合計0.4800米ドルで総額894,016米ドルの分配を宣言し、支払った。

2012年4月30日に終了した年度における受益証券の取引および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

	豪ドル受益証券 (豪ドル)	NZドル受益証券 (NZドル)	米ドル受益証券 (米ドル)
期首現在の受益証券口数	3,847,925	931,416	1,818,682
受益証券の発行口数	2,785,012	476,546	2,139,135
受益証券の買戻口数	(3,195,397)	(728,000)	(1,905,560)
2012年4月30日現在の受益証券口数	3,437,540	679,962	2,052,257
2012年4月30日現在の純資産総額	39,429,632	7,755,412	23,812,738
2012年4月30日現在の受益証券 1口当たり純資産価格	11.47	11.41	11.60
2012年4月30日現在の純資産総額 (米ドルで表示)	41,048,204米ドル	6,339,275米ドル	23,812,738米ドル
2012年4月30日現在の受益証券 1口当たり純資産価格（米ドルで表示）	11.94米ドル	9.32米ドル	11.60米ドル

ファンドの資本額は、主にこれらの買戻可能受益証券によって構成されている。ファンドは、注記1に記載の投資目的および注記3に記載のリスク管理方針に基づき、買戻可能受益証券の買付申込代金を適切な投資対象に投資し、かつ買戻しに応じるために十分な流動性を維持するよう努める。

注5－受託会社、保管会社および事務代行会社報酬

当事者がその他の当事者を支配することができる場合または財務上もしくは業務上の決定を行う際にその他の当事者に多大な影響力を及ぼすことができる場合、当事者は関連しているとみなされる。当該期間中に以下の関連当事者間取引が行わ

れた。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社として行為する。受託会社は、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%の報酬を受け取る。かかる報酬は月毎に計算され支払われ、最低年間報酬を10,000米ドルとする。2012年10月31日に終了した6ヶ月間および2012年4月30日に終了した年度中に受託会社が受け取った報酬ならびに2012年10月31日および2012年4月30日現在の受託会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

受託会社は保管会社との間で保管契約を結んでいる。保管会社は、最低合計年間報酬を5,000米ドルとし、ファンドが各市場で行う投資の市場価格および取引量に基づき月毎に計算され支払われる報酬（ただし、年率0.30%を超えないものとする。）を受け取る。2012年10月31日に終了した6ヶ月間および2012年4月30日に終了した年度中に保管会社が受け取った報酬ならびに2012年10月31日および2012年4月30日現在の保管会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

管理会社はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「事務代行会社」）との間で事務代行会社契約を結んでいる。事務代行会社は、月毎に計算され支払われるファンドの会計管理役務に関する報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年間最大0.08%の額を受け取る。2012年10月31日に終了した6ヶ月間および2012年4月30日に終了した年度中に事務代行会社が受け取った報酬ならびに2012年10月31日および2012年4月30日現在の事務代行会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注6－管理会社および投資顧問会社報酬

管理会社は、毎月支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額を受け取る資格を有する。2012年10月31日に終了した6ヶ月間および2012年4月30日に終了した年度中に管理会社が受け取った報酬ならびに2012年10月31日および2012年4月30日現在の管理会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

投資顧問会社は、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる投資顧問会社報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%の額を受け取る。2012年10月31日に終了した6ヶ月間および2012年4月30日に終了した年度中に投資顧問会社が受け取った報酬ならびに2012年10月31日および2012年4月30日現在の投資顧問会社に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

RREEF アメリカ・エル・エル・シー（「副投資顧問会社」）は、報酬として各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7－代行協会員報酬

野村證券株式会社（「代行協会員」）は、2010年3月29日付の代行協会員契約に従い代行協会員に任命された。代行協会員報酬は月毎に計算され支払われる。代行協会員は当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%の報酬を受け取る。2012年10月31日に終了した6ヶ月間および2012年4月30日に終了した年度中に代行協会員が受け取った報酬ならびに2012年10月31日および2012年4月30日現在の代行協会員に対する未払報酬は、それぞれ包括利益計算書および貸借対照表に開示されている。

注8－後発事象

経営陣は、2012年12月26日、すなわち財務書類が公表可能となった日までの後発事象の検討を行った。

2012年11月1日から2012年12月26日までで、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ4,870,705米ドル、433,272米ドルおよび5,782,803米ドルの募集が行われた。また、豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ4,541,663米ドル、509,831米ドルおよび1,303,572米ドルの買戻しが行われた。豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券に対して、それぞれ536,173米ドル、77,814米ドルおよび162,488米ドルの分配が行われた。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

(ケイマン籍の投資信託)

投資有価証券明細表

2012年10月31日現在（未監査）

(米ドル建てのシリーズ・トラスト)

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式等 (91.1%)				
オーストラリア (10.8%)				
REIT等 (10.8%)				
261,950	Centro Retail Australia	0.8	584,143	47,969,823
406,767	Dexus Property Group	0.6	415,570	34,126,608
135,929	Goodman Group	0.9	624,566	51,289,360
202,628	GPT Group	1.0	748,190	61,441,363
99,934	Investa Office Fund	0.4	307,845	25,280,231
105,026	Mirvac Group Class REIT	0.2	163,944	13,463,081
283,693	Stockland	1.4	1,018,093	83,605,797
245,074	Westfield Group	3.8	2,709,674	222,518,429
371,291	Westfield Retail Trust	1.7	1,193,819	98,036,416
			7,765,844	637,731,109
オーストラリア合計			7,765,844	637,731,109
オーストリア (0.2%)				
不動産業 (0.2%)				
3,700	Conwert Immobilien Invest SE	0.1	42,861	3,519,745
11,100	IMMOFINANZ AG	0.1	42,861	3,519,745
			85,722	7,039,491
オーストリア合計			85,722	7,039,491
カナダ (4.2%)				
不動産業 (0.5%)				
18,229	First Capital Realty, Inc.	0.5	335,200	27,526,624
REIT等 (3.7%)				
17,467	Allied Properties Real Estate Investment Trust	0.8	552,730	45,390,188
50	Boardwalk Real Estate Investment Trust	0.0	3,209	263,523
13,745	Canadian Apartment Properties REIT	0.4	335,392	27,542,391
13,921	Canadian Real Estate Investment Trust	0.8	580,767	47,692,586
6,669	Chartwell Seniors Housing Real Estate Investment Trust	0.1	67,454	5,539,322
8,003	Dundee Real Estate Investment Trust	0.4	293,682	24,117,166
35,130	H&R Real Estate Investment Trust	1.2	845,608	69,441,329
			2,678,842	219,986,505
カナダ合計			3,014,042	247,513,129
フィンランド (0.0%)				
不動産業 (0.0%)				
2,473	Sponda OYJ	0.0	10,959	899,953
フィンランド合計			10,959	899,953
フランス (4.9%)				
REIT等 (4.9%)				
2,800	Fonciere Des Regions	0.3	225,015	18,478,232
1,800	Gecina SA	0.3	199,276	16,364,545
6,740	ICADE	0.9	606,357	49,794,037
17,402	Klepierre	0.9	645,004	52,967,728
8,020	Unibail-Rodamco SE	2.5	1,806,634	148,360,784
			3,482,286	285,965,326
フランス合計			3,482,286	285,965,326
香港 (1.5%)				
REIT等 (1.5%)				
142,000	Champion REIT	0.1	66,876	5,491,857
203,000	Link REIT	1.4	1,008,439	82,813,011
			1,075,315	88,304,868
香港合計			1,075,315	88,304,868

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
			(米ドル)	(円)
普通株式等 (91.1%) (続き)				
イタリア (0.2%)				
REIT等 (0.2%)				
207,800	Beni Stabili SpA	0.2	116,777	9,589,727
	イタリア合計		116,777	9,589,727
日本 (4.3%)				
REIT等 (4.3%)				
71	アクティビア・プロパティーズ投資法人クラスREIT	0.6	450,357	36,983,317
24	大和ハウス・レジデンシャル投資法人クラスA	0.3	188,865	15,509,594
14	日本プライムリアルティ投資法人	0.1	42,089	3,456,349
87	ジャパンリアルエステイト投資法人	1.2	869,673	71,417,547
212	日本リテールファンド投資法人クラスREIT	0.5	385,913	31,691,176
64	森ヒルズリート投資法人クラスA	0.4	310,272	25,479,537
40	日本ビルファンド投資法人	0.6	428,875	35,219,215
69	プレミアム投資法人	0.3	250,776	20,593,725
157	ユナイテッド・アーバン投資法人クラスA	0.3	188,565	15,484,958
			3,115,385	255,835,416
	日本合計		3,115,385	255,835,416
ジャージー (チャネル諸島) (0.2%)				
不動産業 (0.2%)				
85,501	LXB Retail Properties Plc	0.2	158,403	13,008,054
	ジャージー (チャネル諸島) 合計		158,403	13,008,054
オランダ (0.6%)				
REIT等 (0.6%)				
7,000	Corio NV	0.4	311,790	25,604,195
2,100	Wereldhave NV	0.2	124,176	10,197,333
			435,966	35,801,528
	オランダ合計		435,966	35,801,528
ノルウェー (0.2%)				
不動産業 (0.2%)				
98,800	Norwegian Property ASA	0.2	148,005	12,154,171
	ノルウェー合計		148,005	12,154,171
シンガポール (2.7%)				
宿泊業 (0.1%)				
43,000	Overseas Union Enterprise Ltd	0.1	93,413	7,671,076
REIT等 (2.6%)				
238,000	Ascendas Real Estate Investment Trust	0.6	460,450	37,812,154
304,000	CapitaCommercial Trust	0.6	391,261	32,130,353
250,000	CapitaMall Trust	0.6	432,430	35,511,152
109,000	CDL Hospitality Trusts	0.2	172,903	14,198,794
301,000	Suntec Real Estate Investment Trust	0.6	396,037	32,522,558
			1,853,081	152,175,012
	シンガポール合計		1,946,494	159,846,087
スウェーデン (0.2%)				
不動産業 (0.2%)				
8,300	Hufvudstaden AB Class A	0.2	105,401	8,655,530
	スウェーデン合計		105,401	8,655,530
英国 (5.5%)				
不動産業 (0.1%)				
18,000	Unite Group Plc	0.1	82,093	6,741,477

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式等 (91.1%) (続き)				
英国 (5.5%) (続き)				
REIT等 (5.2%)				
115,850	British Land Co. Plc	1.4	986,362	81,000,047
7,210	Derwent London Plc	0.3	239,508	19,668,397
40,310	Great Portland Estates Plc	0.4	303,657	24,936,313
90,420	Hammerson Plc	1.0	687,255	56,437,381
84,740	Land Securities Group Plc	1.5	1,097,590	90,134,091
43,650	Shaftesbury Plc	0.6	385,354	31,645,270
			3,699,726	303,821,499
保管／倉庫業 (0.2%)				
70,460	Safestore Holdings Plc	0.2	124,011	10,183,783
	英国合計		3,905,830	320,746,760
米国 (55.6%)				
REIT等 (55.6%)				
16,639	Acadia Realty Trust	0.6	423,795	34,802,045
370	Alexander's, Inc.	0.2	162,060	13,308,367
6,163	American Campus Communities, Inc.	0.4	277,089	22,754,549
6,743	AvalonBay Communities, Inc.	1.3	908,012	74,565,945
10,645	Boston Properties, Inc.	1.6	1,129,647	92,766,612
24,132	BRE Properties, Inc.	1.6	1,146,511	94,151,483
23,585	Camden Property Trust	2.1	1,529,723	125,620,853
17,426	Chesapeake Lodging Trust	0.5	324,995	26,688,589
29,904	Colonial Properties Trust	0.9	640,544	52,601,473
80,707	CubeSmart Class A	1.5	1,052,419	86,424,648
88,280	DDR Corp.	1.9	1,331,262	109,323,235
420	Digital Realty Trust, Inc.	0.0	25,801	2,118,778
48,754	Douglas Emmett, Inc.	1.6	1,133,043	93,045,491
66,597	Duke Realty Corp.	1.3	953,669	78,315,298
40,962	DuPont Fabros Technology, Inc.	1.2	872,081	71,615,292
43,400	Education Realty Trust, Inc.	0.6	451,360	37,065,683
4,847	Equity Lifestyle Properties, Inc. Class A	0.4	322,616	26,493,226
25,202	Equity Residential	2.0	1,430,718	117,490,562
28,671	Extra Space Storage, Inc.	1.4	971,660	79,792,719
12,341	Federal Realty Investment Trust	1.8	1,302,346	106,948,654
32,532	General Growth Properties, Inc.	0.9	617,457	50,705,569
77,186	Glimcher Realty Trust	1.1	824,347	67,695,376
43,353	Health Care REIT, Inc.	3.6	2,563,029	210,475,941
39,130	Healthcare Realty Trust, Inc.	1.3	907,425	74,517,741
10,882	Home Properties, Inc.	0.9	657,491	53,993,161
20,665	Hospitality Properties Trust	0.7	475,502	39,048,224
3,077	Kilroy Realty Corp.	0.2	135,327	11,113,053
9,238	LaSalle Hotel Properties	0.3	218,941	17,979,435
5,353	Liberty Property Trust	0.3	187,194	15,372,371
11,026	Pebblebrook Hotel Trust	0.3	229,672	18,860,665
5,926	Pennsylvania Real Estate Investment Trust	0.1	96,890	7,956,607
16,865	Post Properties, Inc.	1.1	818,964	67,253,324
43,378	Prologis, Inc.	2.0	1,468,345	120,580,491
4,306	PS Business Parks, Inc.	0.4	275,153	22,595,564
2,272	Public Storage	0.4	311,923	25,615,117
19,029	Regency Centers Corp.	1.3	903,116	74,163,886
34,727	Simon Property Group, Inc.	7.2	5,252,112	431,303,437
19,509	SL Green Realty Corp.	2.0	1,455,371	119,515,067
16,537	Spirit Realty Capital, Inc.	0.4	270,380	22,203,606
126,307	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	1.0	689,636	56,632,908
47,799	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.7	466,040	38,271,205
8,523	Taubman Centers, Inc.	0.9	664,794	54,592,883
34,599	Ventas, Inc.	3.0	2,179,391	178,971,589
17,841	Vornado Realty Trust	2.0	1,422,106	116,783,345

訂正有価証券届出書（外国投

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
			(米ドル)	(円)
普通株式等 (91.1%) (続き)				
米国 (55.6%) (続き)				
REIT等 (55.6%) (続き)				
18,204	Washington Real Estate Investment Trust	0.6	463,292	38,045,539
			39,943,249	3,280,139,608
米国合計			39,943,249	3,280,139,608
普通株式等合計 (取得価額：61,819,866米ドル (5,076,647,396円))			65,309,678	5,363,230,757
優先株式 (5.1%)				
米国 (5.1%)				
REIT等 (5.1%)				
1,174	Chesapeake Lodging Trust	0.0	31,334	2,573,148
4,950	DuPont Fabros Technology, Inc.	0.2	131,462	10,795,659
23,950	Glimcher Realty Trust	0.9	621,742	51,057,453
2,168	Inland Real Estate Corp.	0.1	57,582	4,728,634
37,300	LaSalle Hotel Properties	1.4	968,556	79,537,819
9,150	Pebblebrook Hotel Trust	0.3	241,560	19,836,907
3,081	STAG Industrial, Inc.	0.1	84,419	6,932,488
54,104	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	2.0	1,386,354	113,847,390
4,235	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.1	106,680	8,760,562
			3,629,689	298,070,061
米国合計			3,629,689	298,070,061
優先株式合計 (取得価額：3,623,708米ドル (297,578,901円))			3,629,689	298,070,061

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付通貨	相手方	買付金額	決済日	売付通貨	売付金額	未実現純評価益／ (損) (米ドル)	純資産に占める割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	484,260	2012年11月 2 日	米ドル	500,002	2,272	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	27	2012年11月 5 日	米ドル	28	0	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	59,956	2012年11月 5 日	米ドル	62,001	171	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	89,700	2012年11月 6 日	米ドル	92,893	113	0.00
豪ドル	HSBC Bank PLC	6,723,000	2012年11月 6 日	米ドル	6,971,751	(924)	(0.00)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	193,843	2012年11月 7 日	米ドル	200,200	772	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	41,939	2012年11月 8 日	米ドル	43,430	47	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	577	2012年11月 8 日	米ドル	597	1	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	57,400	2012年11月 9 日	米ドル	59,554	(53)	(0.00)
カナダドル	Bank of Montreal	3,324,000	2012年11月 6 日	米ドル	3,324,998	236	0.00
ユーロ	HSBC Bank PLC	2,802,000	2012年11月 6 日	米ドル	3,630,832	(9)	(0.00)
英ポンド	HSBC Bank PLC	2,231,000	2012年11月 6 日	米ドル	3,594,364	(278)	(0.00)
日本円	HSBC Bank PLC	227,000,000	2012年11月 6 日	米ドル	2,839,985	86	0.00
ノルウェークローネ	HSBC Bank PLC	598,000	2012年11月 6 日	米ドル	104,740	20	0.00
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	49,493	2012年11月 5 日	米ドル	40,668	24	0.00
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	3	2012年11月 8 日	米ドル	2	0	0.00
スウェーデン クローナ	HSBC Bank PLC	467,000	2012年11月 6 日	米ドル	70,380	2	0.00
シンガポール ドル	HSBC Bank PLC	1,995,000	2012年11月 6 日	米ドル	1,635,179	263	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	1,075,005	2012年11月 2 日	豪ドル	1,041,159	(4,885)	(0.01)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	72,731	2012年11月 5 日	豪ドル	70,333	(200)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	141	2012年11月 5 日	NZドル	172	0	0.00
米ドル	Bank of Montreal	3,368,293	2012年11月 6 日	カナダドル	3,324,000	43,060	0.06
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	25	2012年11月 6 日	豪ドル	24	0	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	83,366	2012年11月 6 日	豪ドル	80,500	(102)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	3,601,771	2012年11月 6 日	英ポンド	2,231,000	7,685	0.01
米ドル	HSBC Bank PLC	6,969,062	2012年11月 6 日	豪ドル	6,723,000	(1,765)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	2,918,548	2012年11月 6 日	日本円	227,000,000	78,477	0.11
米ドル	HSBC Bank PLC	71,119	2012年11月 6 日	スウェーデン クローナ	467,000	737	0.00
米ドル	HSBC Bank PLC	1,626,667	2012年11月 6 日	シンガポール ドル	1,995,000	(8,774)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank PLC	104,352	2012年11月 6 日	ノルウェークローネ	598,000	(408)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	3,601,677	2012年11月 6 日	ユーロ	2,802,000	(29,146)	(0.04)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	61	2012年11月 7 日	NZドル	75	0	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	23,420	2012年11月 7 日	NZドル	28,600	(91)	(0.00)

米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	25	2012年11月7日	豪ドル	24	0	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	214,416	2012年11月7日	豪ドル	207,607	(826)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	2,353	2012年11月8日	NZドル	2,868	(4)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	729,389	2012年11月8日	豪ドル	704,337	(793)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	290,029	2012年11月9日	豪ドル	279,538	258	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	602	2012年11月9日	豪ドル	581	0	0.00
米ドル	Bank of Montreal	3,191,935	2012年12月6日	カナダ ドル	3,198,000	(5,237)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank PLC	104,945	2012年12月6日	スウェー デン クローナ	697,000	(6)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	4,141,782	2012年12月6日	英ポンド	2,572,000	(1,240)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	147,835	2012年12月6日	ノルウェー クローネ	845,000	(31)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	3,153,153	2012年12月6日	日本円	252,000,000	(562)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	1,985,821	2012年12月6日	シンガ ポール ドル	2,423,000	(475)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	7,764,456	2012年12月6日	豪ドル	7,509,000	(2,331)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank PLC	4,142,929	2012年12月6日	ユーロ	3,198,000	(2,206)	(0.00)
						73,878 (6,066,861円)	0.10

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 純評価益／ (損) (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	39,909,417	2012年11月29日	米ドル	40,885,841	427,966 (35,144,568円)	0.60

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付 通貨	相手方	買付 金額	決済日	売付 通貨	売付 金額	未実現 純評価益／ (損) (米ドル)	純資産に 占める 割合 (%)
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	9,099,913	2012年11月29日	米ドル	7,381,886	89,645 (7,361,647円)	0.13

投資有価証券明細表の要約	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
		(米ドル)	(円)
普通株式等合計	91.1	65,309,678	5,363,230,757
優先株式合計	5.1	3,629,689	298,070,061
為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.9	651,835	53,528,690
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.1)	(60,346)	(4,955,614)
負債を超過する現金およびその他の資産	3.0	2,169,131	178,129,038
純資産	100.0	71,699,987	5,888,002,932

[次へ](#)

投資有価証券明細表
2012年4月30日現在
（米ドル建てのシリーズ・トラスト）

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式等 (92.7%)				
オーストラリア (10.0%)				
REIT等 (10.0%)				
72,192	Aspen Group	0.1	36,075	2,962,479
299,797	Dexus Property Group	0.4	291,817	23,964,012
212,732	Goodman Group	1.1	797,273	65,472,059
247,222	GPT Group	1.2	841,601	69,112,274
196,238	Investa Office Fund	0.8	557,721	45,800,049
255,538	Mirvac Group Class REIT	0.5	344,506	28,290,833
235,734	Stockland	1.1	760,774	62,474,761
247,867	Westfield Group	3.3	2,384,307	195,799,291
379,068	Westfield Retail Trust	1.5	1,073,390	88,146,787
			7,087,464	582,022,544
オーストラリア合計				
			7,087,464	582,022,544
カナダ (5.9%)				
不動産業 (0.4%)				
13,350	First Capital Realty, Inc.	0.4	249,050	20,451,986
REIT等 (5.5%)				
7,050	Boardwalk Real Estate Investment Trust	0.6	420,169	34,504,278
1,200	Canadian Apartment Properties REIT	0.0	28,068	2,304,944
16,700	Canadian REIT	0.9	649,449	53,332,752
125,350	Chartwell Seniors Housing Real Estate Investment Trust	1.7	1,178,109	96,746,311
13,300	Dundee Real Estate Investment Trust	0.7	493,275	40,507,743
47,150	H&R REIT	1.6	1,157,702	95,070,488
			3,926,772	322,466,517
カナダ合計				
			4,175,822	342,918,503
フランス (4.1%)				
REIT等 (4.1%)				
5,475	ICADE	0.6	461,536	37,901,336
19,550	Klepierre	0.9	618,566	50,796,640
9,780	Unibail-Rodamco SE	2.6	1,826,633	150,003,102
			2,906,735	238,701,078
フランス合計				
			2,906,735	238,701,078
ドイツ (0.3%)				
不動産業 (0.3%)				
1,113	Deutsche Euroshop AG	0.0	40,464	3,322,904
5,768	GSW Immobilien AG	0.3	191,847	15,754,476
			232,311	19,077,379
ドイツ合計				
			232,311	19,077,379
香港 (1.6%)				
不動産業 (0.1%)				
57,000	New World Development Co. Ltd	0.1	71,195	5,846,533
REIT等 (1.5%)				
351,000	Champion REIT	0.2	153,376	12,595,237
225,500	Link REIT	1.3	935,950	76,860,214
			1,089,326	89,455,451
香港合計				
			1,160,521	95,301,985
日本 (3.8%)				
REIT等 (3.8%)				
83	アドバンス・レジデンス投資法人	0.2	160,561	13,185,269
33	産業ファンド投資法人クラスA	0.3	200,940	16,501,193
8	ジャパンエクセレント投資法人	0.0	42,248	3,469,406
117	日本プライムリアルティ投資法人	0.5	337,008	27,675,097
71	ジャパンリアルエステイト投資法人	0.9	629,807	51,719,751
145	日本リテールファンド投資法人	0.3	231,629	19,021,373
34	森ヒルズリート投資法人クラスA	0.2	142,279	11,683,951

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式等（92.7%）（続き）				
日本（3.8%）（続き）				
REIT等（3.8%）（続き）				
50	日本ビルファンド投資法人	0.7	476,727	39,148,821
59	プレミアム投資法人	0.3	223,611	18,362,935
253	ユナイテッド・アーバン投資法人クラスA	0.4	298,915	24,546,900
			2,743,725	225,314,697
	日本合計		2,743,725	225,314,697
ジャージー（チャネル諸島）（0.2%）				
不動産業（0.2%）				
82,000	LXB Retail Properties Plc	0.2	158,001	12,975,042
	ジャージー（チャネル諸島）合計		158,001	12,975,042
オランダ（1.1%）				
REIT等（1.1%）				
10,129	Corio NV	0.6	452,991	37,199,621
4,460	Wereldhave NV	0.5	313,557	25,749,301
			766,548	62,948,922
	オランダ合計		766,548	62,948,922
ノルウェー（0.2%）				
不動産業（0.2%）				
81,500	Norwegian Property ASA	0.2	120,904	9,928,636
	ノルウェー合計		120,904	9,928,636
シンガポール（2.0%）				
宿泊業（0.3%）				
839,000	Global Premium Hotels Ltd.	0.3	183,128	15,038,471
REIT等（1.7%）				
152,000	Ascendas REIT	0.4	255,586	20,988,722
374,000	CapitaCommercial Trust	0.5	390,024	32,028,771
216,000	CapitaMall Trust	0.4	314,309	25,811,055
92,000	CDL Hospitality Trusts	0.2	140,566	11,543,280
127,000	Suntec REIT	0.2	134,495	11,044,729
			1,234,980	101,416,558
	シンガポール合計		1,418,108	116,455,029
英国（5.3%）				
不動産業（0.1%）				
24,800	Unite Group Plc	0.1	78,569	6,452,086
REIT等（5.1%）				
124,350	British Land Co. Plc	1.4	987,464	81,090,544
11,700	Derwent London Plc	0.5	330,708	27,157,741
45,700	Great Portland Estates Plc	0.4	267,024	21,928,011
106,500	Hammerson Plc	1.0	721,642	59,261,241
78,100	Land Securities Group Plc	1.3	921,925	75,708,481
42,500	Shaftesbury Plc	0.5	352,733	28,966,434
			3,581,496	294,112,452
保管／倉庫業（0.1%）				
44,350	Safestore Holdings Plc	0.1	80,598	6,618,708
	英国合計		3,740,663	307,183,246
米国（58.2%）				
REIT等（58.2%）				
37,400	Apartment Investment & Management Co. Class A	1.4	1,007,556	82,740,499
12,800	AvalonBay Communities, Inc.	2.6	1,851,648	152,057,334
28,400	Boston Properties, Inc.	4.3	3,058,396	251,155,480
30,000	BRE Properties, Inc.	2.2	1,571,700	129,068,004

投資証券数	銘柄	純資産に 占める 割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式等 (92.7%) (続き)				
米国 (58.2%) (続き)				
REIT等 (58.2%) (続き)				
28,950	Camden Property Trust	2.7	1,951,809	160,282,555
5,400	Chesapeake Lodging Trust	0.1	98,226	8,066,319
17,400	Colonial Properties Trust	0.5	386,106	31,707,025
60,200	CubeSmart Class A	1.0	747,684	61,399,810
93,650	DDR Corp.	1.9	1,376,655	113,050,909
6,550	DiamondRock Hospitality Co.	0.1	69,495	5,706,929
51,700	Douglas Emmett, Inc.	1.7	1,191,168	97,818,716
51,300	Duke Realty Corp.	1.1	753,597	61,885,386
22,800	DuPont Fabros Technology, Inc.	0.9	619,020	50,833,922
10,150	Equity Lifestyle Properties, Inc. Class A	1.0	708,165	58,154,510
16,000	Equity Residential	1.4	976,000	80,149,120
15,550	Extra Space Storage, Inc.	0.7	470,854	38,666,530
17,150	Federal Realty Investment Trust	2.4	1,719,287	141,187,848
57,150	General Growth Properties, Inc.	1.4	1,014,412	83,303,513
69,300	Glimcher Realty Trust	0.9	677,754	55,657,158
54,900	Health Care REIT, Inc.	4.4	3,100,752	254,633,754
46,850	Healthcare Realty Trust, Inc.	1.4	1,005,401	82,563,530
9,100	Home Properties, Inc.	0.8	552,188	45,345,679
32,000	Host Hotels & Resorts, Inc.	0.7	529,920	43,517,030
16,950	Kilroy Realty Corp.	1.1	801,057	65,782,801
54,850	Kimco Realty Corp.	1.5	1,056,960	86,797,555
14,150	LaSalle Hotel Properties	0.6	412,897	33,907,102
16,800	LTC Properties, Inc.	0.8	557,256	45,761,863
22,650	Pebblebrook Hotel Trust	0.8	543,600	44,640,432
3,250	Pennsylvania Real Estate Investment Trust	0.1	46,020	3,779,162
34,610	ProLogis, Inc.	1.7	1,224,156	100,527,691
6,700	PS Business Parks, Inc.	0.6	453,456	37,237,807
32,550	Retail Properties of America, Inc. Class A	0.4	293,601	24,110,514
36,300	Simon Property Group, Inc.	7.9	5,598,549	459,752,844
19,350	SL Green Realty Corp.	2.2	1,596,182	131,078,466
115,754	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	0.9	630,850	51,805,402
59,050	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.8	600,539	49,316,263
11,550	Taubman Centers, Inc.	1.3	892,238	73,270,585
4,300	Ventas, Inc.	0.4	252,066	20,699,660
4,500	Vornado Realty Trust	0.5	383,940	31,529,153
23,400	Washington Real Estate Investment Trust	1.0	688,895	56,572,057
			41,470,055	3,405,520,917
米国合計			41,470,055	3,405,520,917
普通株式等合計 (取得価額：60,443,936米ドル (4,963,656,024円))			65,980,857	5,418,347,977
優先株式 (5.8%)				
米国 (5.8%)				
REIT等 (5.8%)				
28,950	CBL & Associates Properties, Inc.	1.0	728,382	59,814,730
3,500	DuPont Fabros Technology, Inc.	0.1	90,300	7,415,436
21,000	Equity Lifestyle Properties, Inc.	0.8	539,700	44,320,164
14,750	First Potomac Realty Trust	0.5	371,700	30,524,004
37,550	LaSalle Hotel Properties	1.4	960,578	78,882,665
9,150	Pebblebrook Hotel Trust	0.3	232,868	19,123,120
13,140	Strategic Hotels & Resorts, Inc.	1.6	1,107,417	90,941,084
4,310	Sunstone Hotel Investors, Inc.	0.1	106,026	8,706,855
			4,136,971	339,728,059
米国合計			4,136,971	339,728,059
優先株式合計 (取得価額：3,943,493米ドル (323,839,645円))			4,136,971	339,728,059

		純資産に 占める 割合 (%)	公正価額	
投資証券数	銘柄		(米ドル)	(円)
	新株引受権 (0.0%)			
	ドイツ (0.0%)			
	不動産業 (0.0%)			
12	GSW Immobilien AG	0.0	-	-
	ドイツ合計		-	-
	新株引受権合計			
	(取得価額：7米ドル (575円))		-	-

未決済為替先渡取引（ファンド合計）

買付通貨	相手方	買付金額	決済日	売付通貨	売付金額	未実現純評価益／ (損) (米ドル)	純資産に占める割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	2,112	2012年5月2日	米ドル	2,190	9	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	336,126	2012年5月2日	米ドル	348,482	1,442	0.00
豪ドル	HSBC Bank PLC	6,644,000	2012年5月4日	米ドル	6,916,736	(1,478)	(0.00)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	197,438	2012年5月7日	米ドル	203,092	2,340	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	103,137	2012年5月8日	米ドル	106,133	1,169	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	3,751	2012年5月9日	米ドル	3,872	30	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	479,181	2012年5月9日	米ドル	494,687	3,791	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	56,800	2012年5月10日	米ドル	58,887	193	0.00
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	1,680	2012年5月11日	米ドル	1,753	(6)	(0.00)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	191,520	2012年5月11日	米ドル	199,890	(705)	(0.00)
カナダドル	Bank of Montreal	4,225,000	2012年5月4日	米ドル	4,276,316	(2,124)	(0.00)
カナダドル	Bank of Montreal	494,000	2012年5月4日	米ドル	498,034	1,718	0.00
ユーロ	HSBC Bank PLC	425,000	2012年5月4日	米ドル	558,174	3,998	0.00
ユーロ	HSBC Bank PLC	3,115,000	2012年5月4日	米ドル	4,122,902	(2,515)	(0.00)
英ポンド	HSBC Bank PLC	2,293,000	2012年5月4日	米ドル	3,723,442	(2,870)	(0.00)
日本円	HSBC Bank PLC	213,000,000	2012年5月7日	米ドル	2,667,802	960	0.00
ノルウェークローネ	HSBC Bank PLC	705,000	2012年5月4日	米ドル	123,069	(36)	(0.00)
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	19,488	2012年5月7日	米ドル	15,798	126	0.00
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	816	2012年5月8日	米ドル	663	4	0.00
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	75,140	2012年5月8日	米ドル	61,026	370	0.00
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	990	2012年5月9日	米ドル	805	4	0.00
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	123,420	2012年5月9日	米ドル	100,367	470	0.00
シンガポールドル	HSBC Bank PLC	1,935,000	2012年5月4日	米ドル	1,563,895	377	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	905	2012年5月2日	NZドル	1,108	0	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	145,393	2012年5月2日	豪ドル	140,238	(602)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	10	2012年5月2日	NZドル	12	0	0.00
米ドル	Bank of Montreal	751,872	2012年5月4日	カナダドル	738,000	5,279	0.01
米ドル	Bank of Montreal	3,981,816	2012年5月4日	カナダドル	3,981,000	(45,535)	(0.07)
米ドル	HSBC Bank PLC	1,533,166	2012年5月4日	シンガポールドル	1,935,000	(31,106)	(0.04)
米ドル	HSBC Bank PLC	367,294	2012年5月4日	英ポンド	230,000	(5,899)	(0.01)
米ドル	HSBC Bank PLC	3,273,940	2012年5月4日	英ポンド	2,063,000	(73,440)	(0.10)
米ドル	HSBC Bank PLC	121,292	2012年5月4日	ノルウェークローネ	705,000	(1,740)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	6,843,187	2012年5月4日	豪ドル	6,644,000	(72,071)	(0.10)
米ドル	HSBC Bank PLC	4,628,479	2012年5月4日	ユーロ	3,540,000	(54,079)	(0.08)

米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	1,407	2012年5月7日	豪ドル	1,368	(16)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	104,150	2012年5月7日	豪ドル	101,250	(1,200)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	212	2012年5月7日	NZドル	261	(2)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	2,621,184	2012年5月7日	日本円	213,000,000	(47,578)	(0.07)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	3,674	2012年5月8日	豪ドル	3,570	(41)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	17,949	2012年5月8日	NZドル	22,100	(109)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	345,789	2012年5月8日	豪ドル	336,027	(3,808)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	58,703	2012年5月9日	豪ドル	56,863	(450)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	23,022	2012年5月10日	NZドル	28,275	(78)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	117,775	2012年5月10日	豪ドル	113,600	(386)	(0.00)
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	61	2012年5月10日	NZドル	75	0	0.00
米ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	208	2012年5月10日	豪ドル	200	0	0.00
米ドル	Bank of Montreal	4,254,717	2012年5月18日	カナダドル	4,208,000	(972)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	123,176	2012年5月18日	ノルウェークローネ	706,000	38	0.00
米ドル	HSBC Bank PLC	4,054,486	2012年5月18日	ユーロ	3,062,000	3,991	0.00
米ドル	HSBC Bank PLC	4,024,384	2012年5月18日	英ポンド	2,479,000	2,410	0.00
米ドル	HSBC Bank PLC	2,743,079	2012年5月18日	日本円	219,000,000	(1,139)	(0.00)
米ドル	HSBC Bank PLC	7,035,354	2012年5月18日	豪ドル	6,766,000	4,429	0.01
米ドル	HSBC Bank PLC	1,433,723	2012年5月18日	シンガポールドル	1,774,000	(415)	(0.00)
						(317,252) ((26,052,734)円)	(0.45)

未決済為替先渡取引（豪ドル受益証券）

買付通貨	相手方	買付金額	決済日	売付通貨	売付金額	未実現純評価益／ (損) (米ドル)	純資産に占める割合 (%)
豪ドル	Brown Brothers Harriman & Co.	40,492,118	2012年5月25日	米ドル	41,935,622	277,355 (22,776,393円)	0.39

未決済為替先渡取引（NZドル受益証券）

買付通貨	相手方	買付金額	決済日	売付通貨	売付金額	未実現純評価益／ (損) (米ドル)	純資産に占める割合 (%)
NZドル	Brown Brothers Harriman & Co.	7,509,321	2012年5月25日	米ドル	6,141,776	7,552 (620,170円)	0.01

投資有価証券明細表の要約				純資産に占める割合 (%)	公正価額 (米ドル)	(円)
普通株式等合計				92.7	65,980,857	5,418,347,977
優先株式合計				5.8	4,136,971	339,728,059

為替先渡取引に係る未実現評価益合計	0.4	318,055	26,118,677
為替先渡取引に係る未実現評価損合計	(0.5)	(350,400)	(28,774,848)
負債を超過する現金およびその他の資産	1.6	1,114,734	91,541,956
純資産	100.0	71,200,217	5,846,961,820

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約3,996万円）で、2012年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約266万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2012年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝106.55円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i）管理会社の事業の内容および営業の概況

管理会社の目的は、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（随時改正されます。）（以下「2010年法」といいます。）第125(1)条に規定された投資信託の運用です。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

管理会社は、2012年11月末日現在、126本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約1.6兆円です。

（2012年11月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・クラスの 本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,575,917,488.61米ドル
		2	455,438,387.29ユーロ
		1	3,432,248,758.82豪ドル
		1	136,141,188.44カナダドル
		1	926,020,953.76ニュージーランドドル
		1	87,705,594.84英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,606,735,271.15米ドル
		8	68,589,142.91ユーロ
		3	26,118,587.20英ポンド
		5	378,545,588.76ニュージーランドドル
		13	261,225,121,915円
		4	48,732,412.44カナダドル
		7	962,233,212.33豪ドル
ケイマン諸島	その他のファンド	29	70,231,917,305円
		7	1,303,159,669.97豪ドル
		20	1,372,430,593.39米ドル
		1	26,073,287.82ユーロ
		3	391,324,857.75ニュージーランドドル
		1	305,729,235.44南アフリカ・ランド

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書（以下「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配をします。）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社は、管理会社自らの実際の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社ならびに販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドに対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、受益者が書面により同意した場合を除き、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited）（以下「受託会社」といいます。）に対する60日以上前の書面による通知により、トラストから辞任し、解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後のみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任後、ファンドの管理者として行為した期間中において、過去または現在における受益者からの補償以外の、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（3）その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2012年11月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝106.55円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2012年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーnst・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2012年5月7日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich - Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2012 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as at March 31, 2012, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Sylvie TESTA

Luxembourg, May 7, 2012

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

ケリー・ニコル

2011年5月13日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
Luxembourg

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors ' for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d'entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d'entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d'entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG

Société Anonyme

Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, May 13, 2011

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2012年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2012年３月31日		2011年３月31日	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融固定資産				
－固定資産として保有される有価証券（注３）	797,977	85,024	776,794	82,767
流動資産				
債権				
－１年以内期限到来債権	336,353	35,838	290,340	30,936
－その他未収金	—	—	1,952	208
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金（注12）	4,230,229	450,731	2,234,993	238,139
	4,566,582	486,569	2,527,285	269,282
資産合計	5,364,559	571,594	3,304,079	352,050
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	39,956	375,000	39,956
法定準備金（注５）	37,500	3,996	37,500	3,996
その他準備金（注５）	1,560,000	166,218	1,635,000	174,209
繰越利益（注５）	1,166,542	124,295	—	—
当期利益（注５）	1,329,327	141,640	1,091,542	116,304
	4,468,369	476,105	3,139,042	334,465
引当金				
納税引当金（注６）	895,085	95,371	144,337	15,379
その他引当金（注11）	1,105	118	—	—
	896,190	95,489	144,337	15,379
非劣後債務				
１年以内期限到来その他債務（注７）	—	—	20,700	2,206
負債合計	5,364,559	571,594	3,304,079	352,050

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2012年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	2012年3月31日終了年度		2011年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他対外費用	107,329	11,436	113,342	12,077
その他営業費用	—	—	108,442	11,554
未払利息およびその他金融費用				
— 関連事業に関する金額（注8）	116,639	12,428	27,584	2,939
所得税（注6）	180,833	19,268	188,431	20,077
当期利益	1,329,327	141,640	1,091,542	116,304
費用合計	1,734,128	184,771	1,529,341	162,951
収益				
純売上高（注1）	1,626,075	173,258	1,428,028	152,156
その他未収利息およびその他金融収益				
— 関連事業から派生する金額（注12）	6,855	730	1,577	168
その他営業収益（注3）	68,861	7,337	43,136	4,596
金融固定資産からの収益（注9）	32,337	3,446	56,600	6,031
収益合計	1,734,128	184,771	1,529,341	162,951

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2012年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランD1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

貸借対照表、損益計算書および比較数値の表示は、商業登記および会社登記ならびに企業の会計および年次財務書類に関連する、2002年12月19日法（2010年12月10日法により修正済）により規定されたレイアウトに従って作成されるために修正されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

固定資産として保有される有価証券

固定資産として保有される有価証券は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で固定資産として保有される有価証券は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

固定資産として保有される有価証券の売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

その他債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場に

において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－固定資産として保有される有価証券

2012年３月31日に終了した事業年度中、固定資産として保有される有価証券は、投資信託の受益証券への投資により構成されていた。固定資産として保有される有価証券の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	951,728
期中取得額	25,657
期中処分額	(54,549)
期末現在	922,836
評価調整	
期首現在累積評価調整	(174,934)
期中評価調整繰戻額 (1)	50,075
期末現在累積評価調整	(124,859)
期末純評価額	797,977
期末市場価格	935,916

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注４－資本金

2011年および2012年３月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注５－準備金および繰越利益

本年度における増減（ユーロ）は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2011年３月31日現在残高	37,500	1,635,000	—
前期の利益	—	—	1,091,542
資産税準備金の純取崩し	—	(75,000)	75,000
2012年３月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542

法定準備金

ルクセンブルクの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2012年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,560,000ユーロであり、これは、2006年から2011年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2012年3月31日に終了した事業年度中、2005年の資産税準備金の全額である160,000ユーロが取り崩され、2011年度の資産税準備金は85,000ユーロが積立てられた。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注7－その他債務

2011年3月31日現在、その他債務は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬で構成されていた。

注8－未払利息およびその他金融費用

	2012年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2011年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純損失	119,698	22,268
派生商品および為替契約に係る未実現損失の純増減	(3,057)	5,316
	<u>116,639</u>	<u>27,584</u>

注9－金融固定資産からの収益

金融固定資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2012年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2011年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	32,337	56,600
	<u>32,337</u>	<u>56,600</u>

注10－スタッフ

当社には、2011年および2012年3月31日に終了した事業年度中に従業員はいなかった。

注11－その他引当金

2012年3月31日現在、その他引当金は、以下のとおり為替先渡契約に係る未実現損失で構成される。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	価額 (ユーロ)
ユーロ	522,075	米ドル	697,516	2012年6月28日	(125)
ユーロ	79,271	日本円	8,782,099	2012年6月28日	(980)
					<u>(1,105)</u>

2011年3月31日現在、為替先渡契約に係る未実現利益は1,952ユーロであり、「その他未収金」の項目に表示されていた。

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2012年3月31日に終了した事業年度に6,855ユーロの利息が生じた（2011年：1,577ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

注13－運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として保有してはいないが、投資運用に関する責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。かかる資産は、2012年3月31日現在、合計約15,186百万ユーロである（2011年：14,294百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet as at March 31, 2012
(expressed in Euro)

	<i>March 31, 2012</i>	<i>March 31, 2011</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial fixed assets		
- Securities held as fixed assets (note 3)	797,977	776,794
CURRENT ASSETS		
Debtors		
- Trade debtors becoming due and payable within one year	336,353	290,340
- Other receivables	---	1,952
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand (note 12)	4,230,229	2,234,993
	<u>4,566,582</u>	<u>2,527,285</u>
TOTAL ASSETS	<u>5,364,559</u>	<u>3,304,079</u>
	<u>5,364,559</u>	<u>3,304,079</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed capital (note 4)	375,000	375,000
Legal reserve (note 5)	37,500	37,500
Other reserves (note 5)	1,560,000	1,635,000
Results brought forward (note 5)	1,166,542	---
Profit for the financial year (note 5)	1,329,327	1,091,542
	<u>4,468,369</u>	<u>3,139,042</u>
PROVISIONS		
Provision for taxation (note 6)	895,085	144,337
Other provisions (note 11)	1,105	---
	<u>896,190</u>	<u>144,337</u>
NON-SUBORDINATED DEBT		
Other creditors becoming due and payable within one year (note 7)	---	20,700
TOTAL LIABILITIES	<u>5,364,559</u>	<u>3,304,079</u>
	<u>5,364,559</u>	<u>3,304,079</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2012
 (expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2012</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i>
CHARGES		
Other external charges	107,329	113,342
Other operating charges	---	108,442
Interest payable and other financial charges		
- concerning affiliated undertakings (note 8)	116,639	27,584
Income tax (note 6)	180,833	188,431
Profit for the financial year	1,329,327	1,091,542
TOTAL CHARGES	1,734,128	1,529,341
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,626,075	1,428,028
Other interest receivable and other financial income		
- derived from affiliated undertakings (note 12)	6,855	1,577
Other operating income (note 3)	68,861	43,136
Income from financial fixed assets (note 9)	32,337	56,600
TOTAL INCOME	1,734,128	1,529,341

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2012

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and loss account as “Net turnover”.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The presentation of the Balance sheet, of the Profit and loss account and of the comparative figures has been modified to be drawn up in accordance with the layout prescribed by the law of 10 December 2010 modifying the law of 19 December 2002 related to the register of commerce and companies and the accounting and annual accounts of undertakings.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Securities held as fixed assets

Securities held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of securities held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Other creditors

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Securities held as fixed assets

During the year ended March 31, 2012, securities held as fixed assets consisted of investments in units/shares of investment funds. Movements in securities held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	951,728
acquisitions during the year	25,657
disposals during the year	(54,549)
at the end of the year	922,836
Value adjustments	
cumulated value adjustments at the beginning of the year	(174,934)
reversal of value adjustments for the year ⁽¹⁾	50,075
cumulated value adjustments at the end of the year	(124,859)
Net value at the end of the year	797,977
Market value at the end of the year	935,916

⁽¹⁾ This amount is recorded in the caption “Other operating income” in the Profit and loss account.

Investment in units/shares of investment funds

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Note 4 – Subscribed capital

As at March 31, 2012 and 2011, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and results brought forward

The movements for the year are as follows (in EUR):

	Legal reserve	Other reserves	Results brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2011	37,500	1,635,000	---
Previous year 's profit	---	---	1,091,542
Net release of net worth tax reserve	---	(75,000)	75,000
Balance as at March 31, 2012	37,500	1,560,000	1,166,542

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2012, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,560,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2006 to 2011.

During the year ended March 31, 2012, the 2005 net worth tax reserve amounting to EUR 160,000 was fully released while a net worth tax reserve of EUR 85,000 was constituted for 2011.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 7 - Other creditors

As at March 31, 2011, other creditors mainly consisted of audit and domiciliation fees payable.

Note 8 – Interest payable and other financial charges

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2012</i> <i>(EUR)</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i> <i>(EUR)</i>
Net realised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	119,698	22,268
Net change in unrealised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	(3,057)	5,316
	<u>116,639</u>	<u>27,584</u>

Note 9 – Income from financial assets

Income from financial fixed assets comprises:

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2012</i> <i>(EUR)</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i> <i>(EUR)</i>
Dividend received	32,337	56,600
	<u>32,337</u>	<u>56,600</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the financial years ended March 31, 2012 and 2011.

Note 11 – Other provisions

As at March 31, 2012, other provisions consist in unrealised losses on forward foreign exchange contracts, as detailed below:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	522,075	USD	697,516	June 28, 2012	(125)
EUR	79,271	JPY	8,782,099	June 28, 2012	(980)
					<u>(1,105)</u>

As at March 31, 2011, unrealised gains on forward foreign exchange contracts amounted to EUR 1,952 and were presented in the caption “Other receivables”.

Note 12 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 6,855 for the year ended March 31, 2012 (2011: EUR 1,577). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Note 13 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 15,186 million as at March 31, 2012 (2011: EUR 14,294 million).

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2012年11月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝106.55円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2012年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2012年9月30日		2011年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融固定資産				
－固定資産として保有される有価証券（注3）	861,401	91,782	834,088	88,872
流動資産				
債権				
－1年以内期限到来債権	316,981	33,774	361,597	38,528
－その他未収金（注11）	3,524	375	0	0
銀行預金、郵便振替預金、小切手および手元現金（注12）	4,825,804	514,189	2,881,896	307,066
	5,146,309	548,339	3,243,493	345,594
資産合計	6,007,710	640,122	4,077,581	434,466
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	39,956	375,000	39,956
法定準備金（注5）	37,500	3,996	37,500	3,996
その他準備金（注5）	1,435,000	152,899	1,560,000	166,218
繰越利益（注5）	2,620,869	279,254	1,166,542	124,295
当期利益	524,582	55,894	652,522	69,526
	4,992,951	531,999	3,791,564	403,991
引当金				
納税引当金（注6）	1,014,759	108,123	282,741	30,126
その他引当金（注11）	0	0	3,276	349
	1,014,759	108,123	286,017	30,475
非劣後債務				
1年以内期限到来その他債務（注7）	0	0	0	0
負債合計	6,007,710	640,122	4,077,581	434,466

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2012年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2012年9月30日に 終了した期間		2011年9月30日に 終了した期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他営業費用	171,683	18,293	33,722	3,593
未払利息およびその他金融費用				
－関連事業に関する金額（注8）	29,088	3,099	112,379	11,974
所得税（注6）	119,674	12,751	138,404	14,747
当期利益	524,582	55,894	652,522	69,526
費用合計	845,027	90,038	937,027	99,840
収益				
純売上高（注1）	771,720	82,227	860,637	91,701
その他未収利息およびその他金融収益				
－関連事業から派生する金額（注12）	0	0	5,556	592
その他営業収益（注3）	61,159	6,516	53,580	5,709
金融資産からの収益（注9）	12,148	1,294	15,022	1,601
金融資産売却実現利益	0	0	2,232	238
収益合計	845,027	90,038	937,027	99,840

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2012年9月30日に終了した期間

注１－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランD1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注２－重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払費用

次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用は、適正な見積りに基づいて非劣後債務として計上される。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日ににおいて特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3－金融資産

2012年9月30日に終了した期間中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関連会社株式の引受により構成されていた。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	922,836
期中取得額	2,265
期中処分額	0
期末現在	925,101
評価調整	
期首現在累積評価調整	(124,859)
期末評価調整繰戻額 (1)	61,159
期末現在累積評価調整	(63,700)
期末純評価額	861,401
期末市場価格	935,916

(1) 当該金額は、損益計算書において「その他営業収益」の項目に計上されている。

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注4－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5－準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2012年3月31日現在残高	37,500	1,560,000	1,166,542
前期の利益	0	0	1,329,327
資産税準備金の純取崩し	0	(205,000)	205,000
利益処分	0	80,000	(80,000)
配当金	0	0	0
2012年9月30日現在残高	37,500	1,435,000	2,620,869

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2012年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,560,000ユーロであり、これは、2006年から2011年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

年次株主総会により、2006年の資産税準備金の全額である205,000ユーロが取り崩され、2012年度の資産税準備金として80,000ユーロが積立てられた。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

注7－その他債務

その他債務は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬で構成される。

注8－純為替差益／（損）

	2012年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2011年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益／（損失）	(33,716)	(107,150)
派生商品および為替契約に係る未実現利益／（損失）の純増減	4,628	(5,229)
	<u>(29,088)</u>	<u>(112,379)</u>

注9－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2012年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2011年9月30日 に終了した期間 (ユーロ)
受取配当金	12,148	15,022
	<u>12,148</u>	<u>15,022</u>

注10－スタッフ

当社には、2012年9月30日に終了した期間中に従業員はいなかった。

注11－その他未収金およびその他引当金

2012年9月30日現在、「その他未収金」は、以下のとおりヘッジ目的のために保有される為替先渡契約未実現利益で構成される。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	価額 (ユーロ)
ユーロ	544,228	米ドル	700,674	28-12-12	3,099
ユーロ	86,873	日本円	8,670,855	28-12-12	425
					<u>3,524</u>

2011年9月30日現在、為替先渡契約に係る未実現損失は3,276ユーロであり、「その他引当金」の項目に計上されていた。

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2012年9月30日に終了した期間中利息は生じなかった（2011年：5,556ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

<訂正前>

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,090億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約6,276億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約7,860億円）を上限とします。

（後略）

<訂正後>

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,567億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約6,760億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約8,212億円）を上限とします。

（後略）

(12) その他

(ハ) 申込みの方法

<訂正前>

ファンド証券の申込みを行う投資家は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資家に交付し、投資家は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します（口座の開設、口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。）。受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々と日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、買付代金は、外貨で支払うこともできます。

<訂正後>

ファンド証券の申込みを行う投資家は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資家に交付し、投資家は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。受益証券の取得額の支払が日本円でなされる場合、豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々と日本円との換算レートは、約定日における東京外国為替市場の相場に基づき、販売会社により決定されます。また、買付代金は、外貨で支払うこともできます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

③ 管理会社の概要

<訂正前>

（前略）

(iii) 資本金の額（2012年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約3,688万円）で、2012年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約246万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2012年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝98.34円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（iii）資本金の額（2012年11月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約3,996万円）で、2012年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約266万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2012年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝106.55円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

（４）ファンドに係る法制度の概要

（i）準拠法の名称

<訂正前>

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づき規定されたケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）により規制されています。

<訂正後>

トラストは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂済）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づき規定されたケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（一般投資家向け投資信託（日本）（改正）規則（2012年）による改正を含みます。）（以下合わせて「本規則」といいます。）により規制されています。

3 投資リスク

① リスク要因

b. ファンドに関する利益相反

<訂正前>

受託会社および管理会社

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはトラストに関連するその他の当事者の各々（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

（中略）

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管者または事務代行者として行為する場合、その各々は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

(後略)

<訂正後>

受託会社および管理会社

受託会社および管理会社、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはトラストに関連するその他の当事者の各々（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、計算代理人、執行代理人、保管者、マネージャーまたは販売会社を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

(中略)

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管者、事務代行者、計算代理人または執行代理人として行為する場合、その各々は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

(後略)

4 手数料等及び税金**(3) 管理報酬等**

<訂正前>

(前略)

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費（ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻し費用を含みますが、これらに限られません。）につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

投資顧問会社は、2010年12月22日付の受益証券に関する為替ヘッジ事務代行契約に基づき、為替先渡取引を行う事務管理代理人としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを任命しています。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、ファンドの当事者として為替取引に関する役務を提供するに当たって、管理会社とブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で随時書面により取り決められる報酬体系に基づく報酬を、ファンドのみから受け取ることができます。現在、当該報酬は、最低年間報酬を20,000米ドルとし、ファンドの純資産総額の年間0.02%に相当する額です。なお、当該報酬は、事務代行会社の報酬（最低年間報酬を80,000米ドルとし、年間最大0.08%）に含まれています。

副投資顧問会社の報酬 副投資顧問会社は、当該月の最終日から90暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、当該月の最終日から30

暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができます。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費（ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻し費用を含みますが、これらに限られません。）につき、ファンドの資産から支払を受けることができます。

投資顧問会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを計算代理人として任命しています。計算代理人は投資顧問会社の指示の下、直物取引およびその他の外国為替取引ならびに為替先渡取引およびノン・デリバブル・フォワード契約の購入に関連する計算および特定のその他の役務を、投資顧問会社に提供します。かかる役務は、2012年9月18日付の受益証券に関する為替ヘッジ事務代行修正契約に基づき、投資顧問会社が外国為替投資戦略を実施する場合に限り提供されます。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、その外国為替取引に関連し、ファンドの主要な取引相手方となることができます。

投資顧問会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーの関連会社である、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスター・サービシズ・リミテッドを2012年9月18日付の為替取引執行サービス契約に基づき、執行代理人として任命しています。執行代理人は、投資顧問会社または計算代理人からの指図に基づき、代理の方式によってのみ、ファンドに係る外国為替取引の実行をサポートします。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスター・サービシズ・リミテッドは執行代理人として、その役務の一部もしくは全部を遂行するにあたり、いつでも関連企業またはその他の第三者を代理人として任命もしくは解任することができます。ただし、かかる任命によりブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスター・サービシズ・リミテッドは為替取引執行サービス契約における義務を免れないものとします。

投資顧問会社は、その権限および裁量に基づき、上記の計算代理人および執行代理人の役務を遂行する第三者を雇用することができます。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、上記の計算代理人としての役務を提供するに当たって、管理会社とブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で随時書面により取り決められる報酬体系に基づく報酬を、ファンドのみから受け取ることができます。現在、当該報酬は、最低年間報酬を20,000米ドルとし、ファンドの純資産総額の年間0.02%に相当する額です。なお、当該報酬は、事務代行会社の報酬（最低年間報酬を80,000米ドルとし、年間最大0.08%）に含まれています。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・インベスター・サービシズ・リミテッドは、上記の執行代理人としての役務を提供するに当たって、報酬および費用を、ファンドの資産から受け取ります。執行代理人としての役務に関する費用は、2012年9月18日付の為替取引執行サービス契約の締結以前のストラクチャーにおいて、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーが、取引相手方として得ていたスプレッドとしての報酬と、実質的に同一であるものとします。

副投資顧問会社の報酬 副投資顧問会社は、当該月の最終日から90暦日以内に米ドルで毎月後払いで支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができます。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（B）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2013年1月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5 運用状況

（3）運用実績

（参考情報）

本項を以下のとおり更新します。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移（2012年11月末日現在）





収益率の推移（暦年ベース） *2010年は5月28日から、2012年は11月末日まで





(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

※ 分配金に対する税金は考慮されていません。

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

(前略)

2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2012年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

(後略)